

随意契約(物品役務等)

事業別No.	物品役務等の名称及び数量	署名 名称	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を併せ)の記載事項)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	抽 出 判 定	備 考	
			名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限				公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分							
CZ1	27年度胆振東部署(白老地区その1)保全整備造林第2号 (下刈 86.19ha外)	胆振東部	分任支出負担行為担当官 胆振東部森林管理署長 梅木洋一	北海道白老郡白老町日の出町3丁目4-1	平成27年5月26日	大浦木材株式会社	北海道白老郡白老町末広町1丁目5-27	予決令第99条の2(不落・不調随意契約)	-	-	-	5,082,480	5,076,000	99.88%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
CZ2	27年度西紋別支署保安林整備第1号 (下刈30.68ha外)	西紋別	分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署西紋別支署長 小田嶋聡之	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野3線北1	平成27年6月3日	江本・岸・加藤林業共同事業体	北海道紋別郡滝上町字サクルー原野基線5	予決令第99条の2(不落・不調随意契約)	-	-	-	7,736,040	7,668,000	99.13%	-	-	-	-	1	-	同種事業(造林)の実績、同種事業(造林)に3年以上従事した技術者の配置	-	
CZ3	27年度西紋別支署【紋別地区その1】保全整備造林第2号 (下刈60.30ha外)	西紋別	分任支出負担行為担当官 網走西部森林管理署西紋別支署長 小田嶋聡之	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野3線北1	平成27年6月3日	江本・岸・加藤林業共同事業体	北海道紋別郡滝上町字サクルー原野基線5	予決令第99条の2(不落・不調随意契約)	-	-	-	9,698,400	9,612,000	99.11%	-	-	-	-	1	-	同種事業(造林)の実績、同種事業(造林)に3年以上従事した技術者の配置	-	
CZ4	27年度胆振東部署(苫小牧地区その3)保全整備造林第6号 (下刈 366.15ha外)	胆振東部	分任支出負担行為担当官 胆振東部森林管理署長 梅木洋一	北海道白老郡白老町日の出町3丁目4-1	平成27年5月26日	株式会社イワクラ 苫小牧出張所	北海道苫小牧市晴海町23-1	予決令第99条の2(不落・不調随意契約)	-	-	-	12,610,080	12,312,000	97.64%	-	-	-	-	-	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

随意契約(物品役務等)

事業別No.	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	競争性のある契約に移行予定のもの		予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		農林水産省出身者	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例財団法人又は特例財団法人を併記)の議決事項)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	抽出判定	備考	
		署名名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な理由	移行予定年限				公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分							
DZ1	27年度根釧東部署養老牛地区保全整備(保育間伐等)第3号 (素材生産9,190m3外)	根釧東部	分任支出負担行為担当官 根釧東部森林管理署長 倉田徹也	北海道標津郡標津町南2条西2丁目1-16	平成27年5月25日	今井林業株式会社	北海道標津郡標津町南2条西2丁目1-16	予決令第99条の2(不落・不調随意契約)	-	-	-	71,720,968	71,712,000	99.99%	-	-	-	2	-	-	抽出	-
DZ2	27年度根釧東部署西春別地区保全整備(保育間伐等)第2号 (素材生産7,400m3外)	根釧東部	分任支出負担行為担当官 根釧東部森林管理署長 倉田徹也	北海道標津郡標津町南2条西2丁目1-16	平成27年5月22日	カネヨ・高玉・イングロ共同企業体(代表者株式会社カネヨ木材)	北海道標津郡中標津町計根別北1条東1丁目8-3	予決令第99条の2(不落・不調随意契約)	-	-	-	73,315,439	73,278,000	99.95%	-	-	-	2	-	-	-	-
DZ3	26年度胆振東部署苫小牧・糸井地区保全整備(保育間伐等)第7号 (素材生産 6,300m3外)	胆振東部	分任支出負担行為担当官 胆振東部森林管理署長 梅木洋一	北海道白老郡白老町日の出町3丁目4-1	平成27年6月22日	イワクラ・小玉・サカマキ共同事業体(代表者株式会社イワクラ)	北海道苫小牧市晴海町23-1	予決令第99条の2(不落・不調随意契約)	-	-	-	65,462,637	65,340,000	99.82%	-	-	-	1	-	同種事業の実績、技術者の配置	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

随意契約(物品役務等)

事業別 No.	物品役務等の名称及び数量	署名 名称	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所		随意契約によるこ ととした会計法令 の根拠条文(企 画競争等)	競争性のない随意契 約によらざるを得ない 理由	競争性のある契約に 移行予定のもの		契約金額	公益法人の場合		再就職の役 員の数 (※契約の 相手方が公 益社団法人 又は公益財 団法人(特 例社団法人 又は特例財 団法人を含む 。)の場合 の記載事 項)	うち農 林水産 省出身 者	提案者 の数	うち公益社 団法人又は 公益財団法 人(特例社 団法人又は 特例財団法 人を含む。)	特別な競争参加資 格 (※提案者の数が1 の場合の記載事項)	抽 出 判 定	備 考	
			名称	所在地		商号又は名称	住所			移行困難な 事由	移行予 定年限		公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分								
FZ1	燃料類単価契約 置戸地区 (揮発油 14500L外)	網走 中部	分任支出負担行為担当官 網走中部森林管理署長 秋岡陽一郎	常呂郡置戸町字 置戸398-99	平成27年4月1日	株式会社ラ ンヴァ	北海道常呂 郡置戸町字 置戸222	予決令第99条 の2(不落・不調 随意契約)	-	-	-	3,106,800	-	-	-	-	-	-	-	-	単価契約	
FZ2	平成27年度希少野生生物保護管理 対策(シマフクロウの巡視) (47日外)	十勝 東部	分任支出負担行為担当官 十勝東部森林管理署長 横山誠二	北海道足寄郡足 寄町北3条2丁目 3-1	平成27年5月26日	特定非営利 活動法人と かちキムカ ムの森	北海道中川 郡幕別町札 内青葉町 300-97	予決令第99条 の2(不落・不調 随意契約)	-	-	-	2,127,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
FZ3	平成27年度日高地区燃料単価契約 (揮発油12000リットル外)	日高 北部	分任支出負担行為担当官 日高北部森林管理署長 多田和宏	北海道沙流郡日 高町栄町東2- 258-3	平成27年4月1日	びらとり農業 協同組合	北海道沙流 郡平取町本 町40-1	予決令第99条 の2(不落・不調 随意契約)	-	-	-	1,952,000	-	-	-	-	3	-	-	-	単価契約	
FZ4	平成27年度燃料類単価契約(下川 地区) (ガソリン12,000L外)	上川 北部	分任支出負担行為担当官 上川北部森林管理署長 渡邊敬治	北海道上川郡下 川町緑町21-4	平成27年4月1日	石谷商事株 式会社	北海道上川 郡下川町共 栄町245	予決令第99条 の2(不落・不調 随意契約)	-	-	-	2,487,912	-	-	-	-	2	-	-	-	単価契約	
FZ5	北海道森林管理局燃料類単価契約 揮発油(レギュラー) 21000L外	局	支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 古久保英嗣	北海道札幌市中 央区宮の森3条7 丁目70	平成27年4月1日	北海道カー オイル株式 会社	北海道札幌 市中央区北1 条西18丁目 2-3	予決令第99条 の2(不落・不調 随意契約)	-	-	-	3,331,327	-	-	-	-	1	-	-	本局から約半径3 km以内の範囲内に ガソリンスタンドを 有し、北海道内一 円で代行給油が可 能。	単価契約	
FZ6	電気料	上川 北部	分任支出負担行為担当官 上川北部森林管理署長 渡邊敬治	北海道上川郡下 川町緑町21-4	平成27年4月1日	北海道電力 株式会社 旭 川支店	北海道旭川 市4条12丁目 1444	会計法第29条 の3第4項(光熱 費等)	電気に係る役務に ついて、供給又は提 供を受けるもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。